

平成 29 年度職場の年末安全衛生推進運動への取組要請

平成 29 年
愛知労働局長

労働災害による休業 4 日以上の被災者数は、増減を繰り返し毎年約 6500 人で推移している状況にあり、これら労働災害による被災者を減少させるためには、危険源の性質に着眼してリスクアセスメントの手法を用い、論理的な安全衛生管理を推進・定着させ、各作業における確実な労働災害防止対策を図る必要があります。これから迎える年末の繁忙から来る注意散漫や安全衛生対策の不徹底から発生する労働災害を防止するため、以下の取組をお願いします。

1 全業種の事業場で取組む事項

- (1) 経営トップが安全衛生管理方針についての所信表明を行い、運動期間中に職場巡視を行うなど率先して積極的に取り組み、労働者の安全意識高揚のための啓発を実施。
- (2) 設備・機械等の危険源の性質ごとに安全衛生対策が適切に講じられているか、リスクアセスメント手法等を用い対策状況を確認し、より安全な対策への移行が図れないかを検討。
- (3) 「故障中」、「要修理」等の表示のまま放置された設備や、仮囲い、三角コーンやトラロープによる接近防止のための応急対策のまま、大きなリスクを放置しているような箇所への適切な恒久的安全衛生対策の実施。
- (4) 職場で使用している化学物質について、譲渡者・提供者等から安全性データシート(SDS)を入手し、その SDS 情報を利用した、ばく露防止等安全な取扱い方法や異常時の対処方法等の教育、保護具の点検などの安全衛生管理の実施。
- (5) 各労働者による安全衛生作業マニュアルの再読・再確認による安全作業手順の遵守。
- (6) 時節柄、積雪・道路凍結等自然環境への対応として靴等の滑り止め、冬用タイヤへの換装、チェーン等の準備。
- (7) 腰痛予防、過重労働防止、メンタルヘルス対策等の推進

2 業種毎で取組む事項

ア 製造業・商業・接客娯楽業

冬休みにおける学生アルバイトの就労増加、年末年始の繁忙対応のために採用されるパート等臨時作業員などへの就業時の安全衛生に関する雇入れ時教育の確実な実施と、未熟練な作業員への OJT による安全作業方法の習熟訓練の実施等。

イ 建設業

年度末竣工等をひかえ、入場労働者数が増加する傾向にある年末に、繁忙のため新規入場者教育が省略されることがないように、業界として教育の徹底と、安全な作業床と昇降設備の確保を前提とする墜落防止対策の徹底。

ウ 道路貨物運送業・陸上貨物取扱業

年末用品等の配送増加など繁忙が予想されることから、長時間運転等による過重労働の発生抑止のほか、交通労働災害防止対策のためのガイドライン、荷役作業の安全対策ガイドライン等に基づく管理の徹底。